

令和2年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和2年6月8日(月)

令和2年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年6月8日(月) 開会 午前10時00分
散会 午後 2時26分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正

書記 神谷純子

令和2年第2回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 承認第 2号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 7 承認第 3号 令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第 4号 東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 日程第 9 承認第 5号 東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を
求めることについて
- 日程第10 承認第 6号 東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分の承認
を
求めることについて
- 日程第11 議案第36号 東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第12 議案第37号 東栄町指定金融機関の設置について
- 日程第13 議案第38号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第39号 令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第40号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第41号 令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第17 議案第42号 令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 同意案第3号 東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意案第4号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 報告第 1号 令和元年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第 2号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に
ついて
- 日程第22 報告第 3号 令和元年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第23 報告第 4号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第24 報告第 5号 株式会社とうえいの経営状況について

開 会

議長（原田安生君）

それでは、開会します。ただ今の出席議員数は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、『令和2年第2回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布した日程のとおりでございます。

会議録署名議員の指名

議長（原田安生君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により「1番伊藤芳孝君」、「5番加藤彰男君」の2名を指名します。

会期の決定

議長（原田安生君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布してあります「会期及び審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（亀山和正君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。

会期及び審議予定表。令和2年第2回東栄町議会定例会。会期日程は10日間でございます。

6月8日月曜日午前10時、本会議、開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般報告・行政報告・町長提出議案大綱説明・議案上程・委員会付託。6月9日火曜日午前10時、本会議、一般質問。6月10日水曜日休会。6月11日木曜日午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。午後1時文教福祉委員会、付託案件審査。6月12日金曜日休会。6月13日土曜日休会。6月14日日曜日休会。6月15日月曜日休会。6月16日火曜日休会。6月17日水曜日午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から6月17日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月17日までの10日間と決定いたしました。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願いいたします。

―― 諸般の報告

議長（原田安生君）

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、3番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（山本典式君）

それでは、議会運営委員長からのご報告をさせていただきます。

去る、5月18日月曜日及び6月2日火曜日の両日、当会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和2年第2回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から6月17日までの10日間でございます。付議事件につきましては、承認5件、議案7件、同意案2件、報告5件でございます。初日議了を除く、各議案につきましては、各常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布いたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は5名であり、6月9日火曜日午前10時より開催いたします。次に、陳情書の審査について、お手元に配りました「陳情・請願等一覧表」のとおり、陳情書9件を個別に審査いたしました。受理番号5番「住民の安全安心を支える行政サービス体制機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書」、受理番号6番「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情書」は、総務経済委員会に付託し、受理番号8番「障害・介護福祉に従事する職員と保育士の人材定着確保のために職員配置基準と報酬法定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」は、文教福祉委員会に付託し、他6件の陳情書につきましては、いずれも議長預かりといたします。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。令和2年第2回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に、議会関係につきまして議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（亀山和正君）

令和2年第2回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

令和2年第1回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸般の報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から3月26日に2月分、4月24日に3月分、5月27日に4月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありまし

た。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の取り扱いにつきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございます。以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（原田安生君）

以上で諸般の報告を終わります。

言い遅れましたが、暑い時期ですので上着はご自由にしてくださいと思います。

行政報告・町長大綱説明

議長（原田安生君）

次に、日程第4『行政報告』、日程第5『町長提出議案大綱説明』を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案に対する大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

町長。

町長（村上孝治君）

おはようございます。本日、6月東栄町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私にわたり大変ご多用の中、ご健勝にご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。令和2年1月15日に新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認されてから、増加の一端であった感染者数も、様々な対応策等の効果により、減少したことを受けて5月25日、およそ1か月半に及んだ緊急事態宣言が国により解除されたところであります。愛知県も県独自の緊急事態宣言を26日に解除いたしております。本町においても、2月28日に「新型コロナウイルス対策会議」を立ち上げ、感染症対策について協議検討を開始してまいりました。毎週2回の定例会を開催してまいりました。重要な決定をする場合は、「新型コロナウイルス対策本部会議」において決定し、町としても様々な対応に取り組んでまいりました。この間、小中学校の休校、保育園での保育自粛の要請、町主催のイベント自粛や公共施設の休館延長など、感染拡大防止を徹底するなどの対応を図ってまいりました。町民の皆様には、この4月から運用開始しておりますテレビでの情報配信「とうえいチャンネル」や町のホームページを活用し、いち早く情報をお伝えしてまいりました。特に5月の連休前には、広報車により町内を巡回して「ゴールデンウィーク期間中の外出の自粛を」呼びかけさせていただきました。また、補正予算に計上させていただいた各種給付事業の実施など町民の皆様への支援に取り組んでまいっております。町民の皆様には、外出の自粛など、大変なご不便をおかけするなど、これまでのお願いにご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。しかしながら、完全に終息には至っておりませんので、引き続きマスクの着用、こまめな手洗いや咳のエチケットに加え、「3密を避ける」など、新しい生活様式を实践し、行動変容を励行していただきますよう引き続きお願い申し上げます。それでは、提出議案の説明に先立ちまして、お許しをいただき、お時間をいただき3月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告をさせていただきます。最初に冒頭でもお話をさせていただきました新型コロナウイルス感染症に関する町の事業につきまして、報告をさせていただきます。3日に開催しました議会全員協議会においてもご報告をさせていただきましたが、4月30日に

特別定額給付金の給付や地方創生臨時交付金の創設などを柱とする国の補正予算が成立しました。特別定額給付金は、1日も早く給付に向けた準備が必要なことなどから、臨時特別給付金、休業要請協力金等も含め、関連予算を5月1日に専決処分させていただいたところでありました。また、「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金実施計画」を策定し、国に提出したところでありました。したがって、必要な事業について精査し、財源を含めてしっかりと制度設計したうえで、この6月議会に補正予算として提案させていただいておりますので、よろしく願いいたします。特に特別定額給付金につきましては、5月18日から対象世帯数の1,431世帯に順次申請書の発送を開始するとともに、オンライン申請も同日で受付を開始しております。6月5日までに受付申請件数は、オンライン申請が10件、郵送、持参申請件数が1,328件となっています。1回目の振り込みが5月29日、2回目为先週6月5日金曜日、3回目は今週12日金曜日であり、2億9,310万円を金融機関に振り込み、お届けをいたしております。まだ、申請されていない世帯は93世帯となっています。役場窓口も分庁舎会議室に設けて対応に当たっています。未だに申請の無い世帯には、電話で問い合わせしたり、戸別訪問も実施して対応しておりところでございます。今後も、遅滞なきよう手続きを進め、迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。そして3日の日にもご報告させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画により行う事業につきましては、東栄医療センターでの感染症対策としての抗ウイルスパーテーション等の購入費に128万3千円、窓口の亚克力板等防護・衛生機材等の購入費に600万円、小中学校の児童生徒一人一台の端末周辺整備に1,748万8千円、愛知県の休業、営業時間短縮に対し協力した中小企業、個人事業主に対し1事業者あたり50万円を給付するために1,510万3千円、町独自で自主休業等した中小企業、個人事業主に対し1事業者あたり20万円、さらには10万円または5万円給付、そして、理美容事業者に1事業者あたり10万円を給付するために985万円、愛知県の休業要請対象でない施設に対して、住民の生活のための稼働や事業継続を支援する費用、法人1事業者あたり10万円、個人1事業者あたり5万円を給付する541万円、さらにはプレミアム商品券発行事業に1,945万8千円、売り上げが50パーセント減少した事業者に国の持続化給付金の給付額の4分の1にあたる50万円を上限に給付する持続化給付金事業に500万円、小中学校の学校給食費を6月から9月までの間、無償化する363万5千円、中学校生徒の夏季休暇期間登校の熱中症対策に伴うドライポロシャツ購入に32万8千円、高齢者在宅福祉サービス機能強化・持続事業に147万円、トータル11事業の総事業費は8,502万5千円で事業を行います、このうち地方創生臨時交付金4,973万3千円を充当することになっております。さらには、国において第2次補正予算において、地方創生臨時交付金に2兆円を計上し、1次補正の分を合わせて総額で3兆円を確保させていただきました。1次補正分の1兆円のうち単独事業分7,000億円については、既に全自治体が実施計画を提出しているところでありました。本町もただ今ご報告させていただいたとおり計画書を国に提出したところでありました。2次の具体的な配分基準や各自自治体への配分額は、国会で2次補正予算が成立後に示される予定であります。緊急事態宣言が解除され、明るい兆しも見え始め、6月1日からは小中学校が通常授業を再開し、保育園の登園自粛も解除いたしました。また、公共施設等も再開したところではありますが、今後も感染拡大の防止に努めながら行政サービスの提供を行ってまいりたいと思っております。適宜適切に支援等をおこなっていくためには、今議会に関連する議案を提出しておりますのでどうかよろしく願いいたします。それでは、コロナ以外につきましては、少しお時間をいただきます。令和2年、新年度も2か月が過ぎました。4月1日に、新たに新規採用職員7

名一般事務職と保育士2名を採用し、加わっていただきました。愛知県からは村松参事を派遣していただいております。また、東栄医療センターでは、以前東栄病院時代に大変お世話になっておりました早川医師にお戻りいただき、この4月から東栄医療センター副センター長として、従事をしていただいているところであります。職員の異動辞令につきましては、ご承知のように24名が異動対象となったところであります。3月末の退職者は10名でありまして、愛知県より派遣で4年間、東栄町職員としてご尽力いただいた丹羽参事につきましても愛知県庁にお戻りになりました。今後ともお力をお貸しいただけることと思っております。県でのご活躍を期待しております。また、小中学校の教職員の辞令・発令伝達式も同じ日に行われたところでありまして、中学校では教頭先生はじめ7名、小学校へは5名の方にご着任いただいたところであります。次に消防団であります。井筒団長、安田副団長が留任となり、新たに大林、尾崎副団長が新たに加わり、新しい役員構成でスタートしております。消防団活動もご承知のとおり新型コロナウイルスの関係で、3月8日に予定しておりました元年度の消防観閲式が中止となったため、3月30日に表彰伝達式を開催し、退団者の皆さんはじめ表彰受賞者に対しまして表彰状及び感謝状を授与させていただきました。新年度に入っても5月の幹部研修、各種訓練会、6月予定の操法大会も中止とさせていただいたところであります。一方、誠に残念ではありますが、4月26日、日曜日の夕方、本郷上小田地内での倉庫火災が発生し、倉庫が全焼となりましたが、消防署員、消防団員の懸命な消火活動、また地域の方々のご協力によりまして民家への延焼を防げたことに心より感謝を申し上げます。続いて防災関係についてであります。3月30日には町と社会福祉協議会の間で「東栄町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」の締結をさせていただきました。今回、社協と災害ボランティアセンターの設置、運営に関する事項、役割分担などについて、協定を結ぶことによりまして、今後、当町が被災した際に円滑にセンターを設置、運営できるように今後も取り組みを進めていくものでありますので、よろしく願いいたします。次に災害対策支援事業として、今年度の新規事業としてですね当初30台の予定で予算をお認めいただき、150万円ですが、進めておりました家庭用発電機の補助事業であります。予定しておりました30台分の申請件数をはるかに上回る結果となっております。70台分を、追加をさせていただき今年度100台とするため、350万円の補正予算を追加計上をお願いをしたいと思います。次に3日の議会全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、2か年事業で継続事業で進めています防災行政無線の設備更新事業であります。昨年度の工事完了による各家庭のテレビに「とうえいチャンネル」を通して24時間情報をお届けする方式に変更し、この4月から運用を始めております。無線放送については、来年4月からは各家庭にあります戸別受信機の放送がなくなり、屋外スピーカーでの対応となるため、今年度工事で屋外スピーカーを6基から30基に増やすこととなっております。緊急時の個別受信機に代わる新たな仕組みを検討してまいりました結果、最も有効である防災行政無線Sアラートアプリシステムを導入し、スマートフォンやタブレットによる緊急時の音声伝達システムを構築してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。次に高齢者の交通安全対策であります。高齢者安全運転支援装置設置促進事業であります。装置を購入設置に係る個人負担の5分の4を補助するものでありまして、65歳以上の方が対象であります。現在のところ補助件数は0であります。また、75歳以上の高齢運転者の運転免許更新時に必要な認知機能検査を6月1日から設楽警察署で行うということでありましたが、東栄町においても9月1日から役場において認知機能検査が実施できるように準備を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。次に移住定住施策についてであ

ります。昨年度は17件の空き家物件が売買、賃貸により成立し移住定住していただいています。今年度は、現在のところ7件の物件において相談があり、交渉を始めておりますが、数件はすでに成立し、転居の準備をしています。いずれにしても、今後、課題は紹介できる空き家物件が少ないこととあります。是非、空き家物件がございましたら、ご紹介いただきたいと思います。次に環境保全条例の制定でございますが、この件も3日の議会全員協議会でご報告をさせていただきました。住民の皆さまの参画を得て、町の生活環境や自然環境を守るために条例案を検討する場として審議会を設置し、4月28日、5月21日、6月3日と現在までに3回開催し、条例案の検討を重ねていただいています。6月までに案ができれば7月にはパブリックコメントを実施し、議会へも報告しご意見をいただきたいと思いますと考えています。最終案を取りまとめて9月議会に上程するスケジュールとなっております。次に医療センターであります。この4月から東栄医療センターでの透析治療を中止することから、当初予算で説明をさせていただいております。新規として、町内の透析患者に対する通院交通費の補助を行うと、当初予算で計上させていただいております。現在、14人の該当者の方に通知をし、そのうち10人から回答いただいているところであります。今後、通院先の医療機関と事務的な調整を行ったうえで、交通費の補助を行ってまいります。次に東栄医療センター及び保健福祉センターに関する設計の関係ですが、この4月に基本設計及び実施設計業務の委託契約を締結して、現在基本設計に取り掛かっております。8月までには基本設計を完了したいと考えております。全体の統括会議の日程等がまだ決まっておりますが、今議会の会期中に所管委員会への中間報告ができるかはまだ、統括会議の関係もありまして決まっておりますが、6月中には所管委員会の開催をお願いしたいと考えております。その後、住民へも公表してまいりたいと考えています、よろしく申し上げます。無床診療所への移行に向けては、無床化に伴う具体的な対応が必要であります。現状は、これまでも報告させていただいておりますが、令和元年度の入院患者は平均で7名。令和2年度に入ってからさらには減少しております。有床診療所となって、初めての昨年度決算はまだ確定していませんが、経営状況については依然厳しい状況であります。入院患者の現状を見ましても、5名以下となっており、財政面を考えてもですね、無床診療所に移行し経営の改善を図っていく必要があると判断しております。無床となっても他の医療機関との連携をさらに図り、これまでと同様にですね入院患者の受け入れ先を確保してまいります。また、入院が必要な患者で交通手段を持たない人については、入退院時の移送の確保を行うなど、今後検討し対応してまいりたいと考えております。こうしたことは、在宅医療、介護サービス、移送サービス、後方支援体制などの対策を引き続き検討してまいりたいと思っております。次に第6次総合計画の後期5か年計画、令和3年度から令和7年度までの計画の策定であります。3日の議会全員協議会で報告させていただいたスケジュールを進めてまいります。9月議会では中間報告をさせていただきたいと思っております。3月には計画書として取りまとめたいと考えておりますので、ご承知おきをお願いいたします。次に観光関係ですが、観光まちづくり協会も設立から今年で4年目を迎えます。美をテーマにした取り組みの中心でありますビューティーツーリズム「naori」の体験につきましても、こちら側の講師不足により、令和元年度は前年度に比べ体験者の受け入れが約半分になってしまったと、また、コロナの影響もあり2月3月も受け入れができず、最終的に収益の減収となりました。本年4月からの講師を確保するため、地域おこし協力隊の募集を行ってまいりましたが、応募が無く4月採用は叶いませんでしたが、5月に入り応募があり、この6月1日から女性隊員を採用したところであります。コロナも少し落ち着きを見え始めましたので、大岡、青木の2名を中心に

6月からナオリ体験の予約等開始していきたいと思っております。昨年から取り組んでいる、「naori」の新しい商品開発も、引き続き取り組みを進めてまいります。5月中に予定していました協会の通常総会はコロナ感染症の影響で中止となりましたが、改めて今年6月30日に臨時総会を開催する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。地域おこし協力隊を5月末で卒業した西條隊員については、とうえい温泉交流館の一角に事務所を構え、西條不動産として営業をはじめております。今後も東栄町の空き家対策については、引き続き役場と連携を取って進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。株式会社とうえい、とうえい温泉、介護施設、健康の館の第18期の株主総会を5月22日に開催しましたので、本日、決算内容等の報告をさせていただきます。次に道路関係ですが、特に町に関係する国道151号と町道岡本大森線との交差点改良の調査に着手をいたしました。今後、上岡本信号交差点との兼ね合いも含め調査結果を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。過疎山村地域代行林道事業で工事を進めている林道西菌目御園線については、平成28年度から御園方面より工事に着手し進めておりますが、県の再評価がありまして事業進捗に遅れがあるとの判断が下されました。計画においては、令和3年度から西菌目側からも工事に入る予定となっております。そのために枇杷ノ香橋の補強が必要であることから、今議会には橋梁補強設計の補正予算を計上させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。冒頭、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の実施計画のところでも触れさせていただきました児童生徒一人1台のタブレット端末の整備「東栄町GIGAスクール構想、一人1台端末整備事業」として今後進めてまいります。タブレット端末、アクセスポイント、充電保管庫等早期に整備できるよう、補正予算が成立後、直ちに取らかりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、各家庭におけるインターネット環境の調査を実施しております。この調査では、機器の保有状況やインターネット環境が無い家庭などがあることもわかりましたので、その対応等についてもしっかりと検討してまいりたいと考えておるところでございます。中学校の海外派遣事業については、5月での実施は中止となりましたが、今後カナダへの渡航ができるかは正直今のところ判断に迷うところでございますが、教育委員会、中学校、旅行業社等とも関係者がしっかりと協議し、最終的な判断を下したいと思っております。各施設につきましても、コロナウイルス感染症の影響から新年度に入ってから利用制限などによりまして利用者がいない状況でした。6月以降も予約状況は、昨年度のような状況には戻らないとは思いますが、しっかりとコロナ対策を行った上で再開してまいりますのでよろしくお願いいたします。最後に、今年度上半期に予定しておりました冒頭議長からお話がありましたようにイベント等行事は中止をさせていただいたところであります。今後、下半期に予定しています東栄フェスティバルはじめとする催し等についても遅くとも7月末までには、実施するか中止するか、の判断をしてまいりたいというふうに考えております。決定次第ご報告等させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上で行政報告を終わらせていただき、今議会に提案しております議案の大綱を説明させていただきます。今議会に上程いたします議案等につきましては、承認5件、議案7件、同意案2件、報告5件、合わせて19件を上程いたしますのでよろしくご審議のほどをお願いいたします。簡略に説明させていただきます。承認第2号、令和2年度東栄町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症対策のために早急に対応する必要が生じた事業について、5月1日付で専決処分したものです。3億4573万1千円を増額補正するものでありまして、その内容は、特別定額給付金、児童手当臨時給付金及び愛知県の休業協力要請に応じてくれた事業者への協力金の給付に係る経費が主な

ものであります。承認第3号、令和2年度東栄町国民保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当を新設したことによりまして60万円の増額補正であります。承認第4号、東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、新型コロナウイルス感染症対策等に係る徴収猶予の特例等の規定を定めたものであります。承認第5号、東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること及び承認第6号、東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、傷病手当に関する規定を定めたものであります。議案第36号、東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、補償基礎額の増額等の改正をするものであります。議案第37号、東栄町指定金融機関の設置については、6月30日で期間満了となることから、今後2年間の指定をするものであります。議案第38号、令和2年度東栄町一般会計補正予算（第3号）については、8,608万7千円を増額補正するものであります。内容は、4月1日付けの人事異動による人件費の減額、新型コロナウイルス感染症対策に係るプレミアム商品券の発行、休業要請協力金、事業継続応援金及び持続化給付金等に係る増額、火災で焼失しました役場倉庫の建設設計の委託、防災アプリSアラートシステム整備工事及び発電機の購入補助金に係る増額が主なものであります。これらに充てる歳入については、地方創生臨時交付金及び財政調整基金繰入金等を見込んでおります。議案第39号、令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、84万円の増額補正で、出産一時金を増額したものであります。議案第40号、令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）については、948万4千円の増額補正、議案第41号、令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、12万2千円の増額補正で、いずれも人事異動による人件費の増であります。議案第42号、令和2年度東栄町医療センター特別会計補正予算（第1号）については、351万7千円の増額補正です。内容は人事異動によります人件費及び委託料の減額、新型コロナウイルス感染症対策のための備品購入に係る増額及びコンピューター使用料の増額が主なものであります。同意案第3号、東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、令和2年7月26日付けで任期満了となることから、新たな委員について同意をお願いするものであります。同意案第4号、東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任については、令和2年8月11日で任期満了になる委員について、選任同意をお願いするものであります。報告第1号、令和元年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号、令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書については、令和2年度に繰越した事業について報告するものであります。報告第3号、令和元年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について及び報告第4号、令和元年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書については、2か年の継続費により実施している事業について、翌年度に繰越す額を報告するものであります。報告第5号、株式会社とうえいの経営状況については、令和元年度の経営状況を報告させていただくものです。以上でございますが、副町長始め担当課長から詳細については説明をさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了致したい議案等がございますので

申し上げます。

日程第6、承認第2号『令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて』、日程第7、承認第3号『令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて』、日程第8、承認第4号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』、日程第9、承認第5号『東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』、日程第10、承認第6号『東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』、日程第12、議案第37号『東栄町指定金融機関の設置について』、日程第18、同意案第3号『東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて』、日程第19、同意案第4号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』、日程第20、報告第1号『令和元年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について』、日程第21、報告第2号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について』、日程第22、報告第3号『令和元年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について』、日程第23、報告第4号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について』、日程第24、報告第5号『株式会社とうえいの経営状況について』以上13案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了致したいと思っておりますので、ご了承のうえ、お願い申し上げます。

承認第2号

議長（原田安生君）

次に、日程第6、承認第2号『令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

承認第2号『令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて』地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。令和2年6月8日提出。東栄町長村上孝治。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。専決第2号『令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）について』地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定に基づき令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）を別紙の通り専決する。令和2年5月1日。東栄町長村上孝治。理由、新型コロナウイルス感染症対策について予算措置を講じる必要が生じたが議会を招集するいとまがないため。令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）、令和2年度東栄町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4573万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4630万2千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第1表歳入歳出予算補正、歳入、14款国庫支出金3億2242万5千円、15款県支出金930万8千円、18款繰入金1399万8千円、歳入合計3億4573万1千円、計39億4630万2千円。歳出、2款総務

費 3 億 2642 万 5 千円、3 款民生費 391 万 3 千円、6 款商工費 1527 万 1 千円、9 款教育費 12 万 2 千円、歳出合計 3 億 4573 万 1 千円、計 39 億 4630 万 2 千円。それでは、予算説明書により説明させていただきます。まず、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国及び県の補正予算に対し、早急に対応すべきものとして 5 月 1 日付けで専決処分させていただいたものであります。それでは歳出からお願いします。6 ページをお開きください。2 款 1 項 12 目特別定額給付金費は、4 月 27 日現在で住民基本台帳に登録されている町民全員に 1 人 10 万円を給付する特別定額給付金に係る経費です。給付対象者は 3,105 人です。13 目新型コロナウイルス対策費は、感染症対策として購入するアルコール消毒液やマスクなどの資材及び窓口の衝立設置等の経費です。8 ページ、3 款 2 項 3 目臨時特別給付金費は、児童手当を支給している子育て世帯への支援として、児童 1 人当たり 1 万円を上乗せ給付するための経費です。6 款 1 項 7 目新型コロナウイルス経済対策費は、4 月 17 日からの県の休業協力要請に応じて休業した事業者に対して、県と合わせて 50 万円を協力金として給付するもの、及び県からの休業要請があった施設のうち、協力に応じようとしたが協力要請に気づかず、県の要請期間開始より遅れて休業等を行った事業者や営業時間短縮を行った飲食店等に対して町独自で 20 万円を協力金として給付する経費、併せて、4 月 24 日からの県の理美容業者に対する休業協力要請に応じた事業者に対して、10 万円の協力金を給付する経費です。10 ページ、9 款 4 項 2 目学校給食共同調理場費 19 節学校給食費返還等事業負担金は、3 月 2 日から春休みまでの間、小中学校が臨時休業したことに伴い、学校給食のキャンセルによって影響を受けた事業者に対して、その費用の一部を補てんするものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、特別定額給付金事業に係るもので、事務費を含めて全額補助となります。15 款 1 項 1 目民生費県負担金は、児童手当臨時給付金に係るもので、全額負担となります。5 目商工費県補助金は、県の休業協力要請に対する協力金の給付に係るもので、事業費の 2 分の 1 になります。7 目教育費県補助金は、学校給食費返還等事業負担金に対するもので、事業費の 4 分の 3 になります。18 款 2 項 3 目財政調整基金繰入金は、今回の感染症対策にかかる経費のうち、町が負担するものを計上してあります。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

承認第 2 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに、補正予算説明書の「歳出」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の 6 ページから 11 ページです。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今の説明の所ですけれども、当然、新型コロナウイルスの緊急の措置という事で専決処分について認識したうえでなんですけれども、確認でちょっと質問致します。7 ページのところ特別定額給付金で委託料のところがあります。それから先ほど説明がありました臨時特別給付金これ児童手当システム、これ委託料とあります。今、あの新型コロナウイルス対策事業の中で、国のところでは委託という問題が改めてどうだったのか、ということで論議がされていますし、その検

証の必要性から言われてますけど、東栄町のこの委託料2件の委託についてはどういう内訳になるのでしょうか。

議長（原田安生君）

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

7 ページの委託料給付システム構築等委託料、この件でよろしかったですかね。これにつきましては東三河、支給にあたりましてシステムを構築させていただきました。これにともないまして機器ですとかプリンター様々な機器、これらの機器を関連付けて支給を始めさせていただきました。この件についての委託料でございます。

議長（原田安生君）

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番

5番（加藤彰男君）

その点では、いわゆる特定の業者にそれぞれ別々に委託しているということなのか、それとも一括して委託しているのか。それから業者についてあるならばこれまでの事業実績なり東栄町の行政の関わりだとか例えば東三河での関わりだとかそれについてどういう業者にどんな形でしようか。

議長（原田安生君）

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

業者といたしましては1社でございます。日頃からシステム関連構築等を委託している業者でありまして、多くは東三河でも同じ、東栄町と同じ業者であります。一連で機器の発注ですとかシステムの構築をお願いしたところでございます。

議長（原田安生君）

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番

5番（加藤彰男君）

特に問題なければ、業者名をお願いします。

議長（原田安生君）

(「議長、総務課長」の声あり)

はい、総務課長。

総務課長 (内藤敏行君)

今までもお世話になっています株式会社ヒミカでございます。

議長 (原田安生君)

他にございませんか。

(「議長、3番」の声あり)

はい、3番。

3番 (山本典式君)

9ページの負担金補助及び交付金ですが、理美容組合ですかこれは負担金で予算を取ってあるのですが、これは町があのお支払うべきという意味合いの休業要請協力金とは違うわけですかこれは。

議長 (原田安生君)

(「議長、経済課長」の声あり)

はい、経済課長。

経済課長 (夏目明剛君)

はい、このお金なんですけれども理美容組合、非組合の人に20万円支払われます。で、県から10万、町から10万です。組合の方は組合から事業者の方に支払われるということで町からその事業者の組合に支払われます。それから現状は非組合員については県から支払われるということで町から10万円を県に支払うという形になります。

議長 (原田安生君)

よろしいですか。

(「議長、4番」の声あり)

はい、4番。

4番 (浅尾もと子君)

同じく9ページの休業要請協力金及び理美容組合等負担金について伺います。多くの事業者が県や町の休業要請に応える形でお店を閉めて来られた中で町が独自の支援策を含めて提示できたことは良かったと思っておりますが、この申請状況についても教えてください。どのぐらいの件数で、今どのぐらいの支払状況になっているのかを教えてください。

議長 (原田安生君)

(「議長、経済課長」の声あり)

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

理美容に関しましては現在進めているところで、全部で8事業者あります。加入、非加入含めて今進めているところでございます。県と町の状況なんですけれども、現状ですと県の方の協力金が21を想定してまして専決分では、15申請が終わっております。町の方が19想定してまして、町が、11申請が終わっております。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「議長、なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、「歳出」の質疑を終わります。次に「歳入」全般についての質疑をお願いします。

補正予算説明書の4ページから5ページです。質疑はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

5ページの財政調整基金の繰入金 1399万8千円ですけれども、これは第2次のいわゆる国の地方財政交付金ですか、特別交付税みたいな感じのあれ1兆円確保したんです。その後また申請というか、全国の自治体の方で要望があるという中でこの1399万8千円というのは今のところ仮に出しておいて後、そういう事を想定した中でまた繰入すると、繰入というのか繰出というのか、国の方の確保があれば補てんするというな考えであるかどうか、ちょっとここをお聞きしたい。

議長（原田安生君）

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

こちらにつきましてはこの時点ではまだ地方創生交付金の方はしっかりと数字も出ておりませんでしたので、まずは町が負担するこの補正予算の中では協力金に関わるものがありますがそういったものについてはまずは調整基金で充当させていただきました。1次が出まして、今後また2次が出てきますので最終的には全体の臨時交付金の額も決まってくると思います。すでに8,300万運用のものは地方創生の計画書を出させていただいております。さらにこれも今役場内で2次に向けて追加の対策を検討しておりますそれらを合わせた時にその臨時交付金を充当させていただいて臨時交付金のものが充当できれば基金の方を財源調整、更生して戻したいなと思っておりますが、全体の中で最終的に調整する、そのような形で進めさせてもらっております。

議長（原田安生君）

3番よろしいですか。その他ございますか。

(「議長、なし」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、なし」の声あり)

議長(原田安生君)

討論なしと認めます。これより、承認第2号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

(「議長、なし」の声あり)

議長(原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号『令和2年度東栄町一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

承認第3号

議長(原田安生君)

次に、日程第7、承認第3号『令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

議長(原田安生君)

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長(伊藤太君)

承認第3号『令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについて』地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分したので同条第3項の手続によりこれを報告し承認を求める。令和2年6月8日提出。東栄町長村上孝治。それでは補正予算書の5ページをお開きください。専決第3号、令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法昭和22年法律第67号第179条第1項の規定に基づき、令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を別紙の通り専決する。令和2年5月1日、東栄町長村上孝治。理由、新型コロナウイルス感染症対策について予算措置を講じる必要が生じたが議会を招集するいとまがなかったため。6ページをお願いします。令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ3億 7983 万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款県支出金 60 万。歳入合計 60 万円。計3億 7983 万6千円。8ページをお願いします。歳出、2款保険給付金 60 万円。歳出合計 60 万円。計3億 7983 万6千円。予算説明書の18ページをお願いします。歳出、2款6項1目傷病手当金 60 万円、これにつきましては給与等を受けて非保険者が新型コロナウイルスに感染した時または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる時、労務に服することが出来なくなった場合に傷病手当金を支給出来るよう補正をさせていただくものです。次に歳入の説明をさせていただきます。16ページをお願いします。歳入、3款1項1目保険給付費等交付金 60 万円、これにつきましては傷病手当金の支給に係る財源について特別調整交付金を充てるものです。国民健康保険特別会計補正予算につきましては補正予算についての説明は以上となります。

議長（原田安生君）

承認第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いします。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今、説明がありましたけれどもこれについてはその後の国民健康保険条例の一部改正で一部連動するかと思うんですけども、今回の60万円というのが実際にはコロナ関連の傷病というところではどのぐらいの規模とか対象とかそういう具体的にもう少しどういう想定しているかこれが60万円だという事を説明願いますか。

議長（原田安生君）

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

一応人数とかは2人分を確保しております。具体的には直近3カ月の平均の給与の3分の2は日額1万円の方、その方が30日休まなければならなかったと仮定しましてそれを2人分計60万円こちらを計上させていただいております。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございませんか。

（「議長、なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認第3号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

（「議長、なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第3号『令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

承認第4号

議長（原田安生君）

再開をいたします。次に、日程第8、承認第4号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

議長（原田安生君）

（「議長、税務会計課長」の声あり）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

承認第4号、東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月8日提出。東栄町長村上孝治。専決第6号東栄町町税条例の一部を改正する条例について、東栄町町税条例の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。令和2年5月1日。東栄町長村上孝治。1枚めくっていただきまして。東栄町条例第12号、東栄町町税条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。第1条、東栄町町税条例の一部を改正する条例につきまして、附則第10条と第10条の2第24項につきましては、読替規定となっております。第27項につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置を拡充するもので、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものです。附則第15条の2につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものです。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等に関する附則第25条を新設します。これは、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるものです。第2条につきましては、附則第10条と第10条の2第27項につきましては、読替規定となっております。

新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例に関する附則第 26 条を新設します。これは、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用に係る対応となります。新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する附則第 27 条を新設します。これは、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応となります。附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。戻って頂きまして、専決理由、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、東栄町町税条例を改正することとなりましたが、急を要するため議会を招集するいとまがないと認めたものである。以上です。

議長（原田安生君）

承認第 4 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

5 番。

5 番（加藤彰男君）

今説明のありました新型コロナウイルス感染症対策の徴収猶予については一連の中の取り組みとして重要だと思えます。その中でですね他の部分とは別に徴収の猶予については本人が申請していくというプロセスがありますが周知のことですよね、どういうふうに周知をしていくのか。周知が徹底されているかどうか。もう一つはどういう手続きなのか。つまりそれがどういう条件の中で誰が該当できそうじゃないと、そのあたりを、どういうふうに担当課の中では具体的に進めているのか。その点をお伺いします。

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

周知の方法ですけども、インターネットのホームページで周知をさせていただいております。内容は、前年の同時期に比べて 2 月以降の任意の 1 か月以上において 20% 以上減少していることが特例の対象の猶予になります。申請の方法は、インターネットによる申請と書類による申請がありまして、ネットでの申請の場合と書類の郵送及び窓口の受付になります。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今説明があった徴収猶予の基準ですが、全ての町民の皆さんがその中で対象になるのですが、特に収入との関係を考えて、もう一つどこの自治体もそうなんだけども経済対策における事業者の皆さんとの関係となると、この徴収猶予の特例についてはさらにどこに焦点をあてて情報を伝えていけばいいのか、商工会とか、経済課と連携してですね、その中で情報を伝える工夫がい

ると思いますね。全体に広く伝えるということと現実の対象者となる、ものすごく近いところは
どうやってさらに周知を徹底していくのかと、そういうある面ではバランスとか必要だと思いま
すがその辺は検討しているのか。つまり、連携してみえますか。

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

今のところ東栄町のホームページの一連のページの中に掲載をしているということだけで特
別な連携の実施はしていません。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

その点では他の対策もそうだと思いますけども、やはり縦割りということではなくて横断的に
全体的にどうやって効果的に迅速にするかという工夫を行政の中で色々工夫していくと今回の
コロナウイルス対策の大きなテーマだと要になっていくと思いますのでそういう検討をこれ以
外でも行っていただきたいと思います。その辺で町長、副町長。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

コロナの対策会議を行っておりますので、そういった中で情報を出し合ってそれらをですね伝
えられる方法をですねしたり、連携していきたいと思います。とうえいチャンネルもありますし、
そういったものもうまく利用してやっていきたいと思っております。

議長（原田安生君）

はい。その他ございますか。

はい、4番。

4番（浅尾もと子議員）

新型コロナの関係での収入が減少した方への納税の猶予の相談件数とは今どのぐらいなので
しょうか教えてください。

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

今現在東栄町問合せは1件ございましたが、実際に申請を行っている方はいらっしゃいません
0件です。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子議員）

要件を先程教えていただきました。今年2月以降1カ月以上の一定の期間が前年度と比べ2割
以上収入が減ったということだったと思うんですけども、事業者の皆さんからお話しを伺うとそ
のような状況にある方というのはたくさんおられるわけですね。もしかすると情報が行き渡って
いないのではと私は思うんですけどもホームページに掲載しているということを教えていただ
きました。これはホームページを常にチェックする町民だけではなくて全ての町民、事業者が
この情報を知るべきだと思いますので、私は回覧板ですべての世帯に届けるということを要望し
たいと思うんですけども、お考えをお聞かせください。

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

チラシの方がございますのでそのチラシの方を回覧板で回すようにしたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

コロナ対策につきましては国の法律もそうなんですが、国の制度ですので新聞やテレビや何か
でかなり宣伝されています。したがって改めて聞くことは無いんですが1つだけお伺いしたのが、
定額特別給付金一人10万円これは雑入で申告しなければいけないのかどうかお伺いしたいと思
います。来年度の申告、今年の収入として申告が必要かどうか。

（「議長、総務課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

定額給付金の申告であります。用意して知識がございませんので委員会の時に報告させてい
ただきます。よろしく申し上げます。

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

こういった事は大事なことです、きちんと調べておいたほうがいいんじゃないのか。私の知識ですが必要ないというふうに聞いてますので、このへんのことには住民にきちんと知らせるべきじゃないかな。必要かどうか、雑入で20万を超すとやっぱり税金かかってくるので、他の収入が例えば10万円あったとすると越します。国税のほうで違反でやられると気の毒です。でしっかり確認して住民のためにそういったことは知らせておいた方が。他の事は国がきちんとやっていますので条例改正されたやつは、国や県がきちんとテレビや新聞でやっていますのでその辺のところは必要ないかなとそんなふうに思います。大事な部分と大事な部分でしっかり仕分けてやっていただきたいと思います。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

特に無いようですので以上で、質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第4号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

承認第5・6号

議長（原田安生君）

ここでお諮りします。日程第9、承認第5号『東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』、日程第10承認第6号『東栄町 後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』これらの2案件は同じ所管課として関連がございますので、一括議題とし、質疑は議案ごとに行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号及び承認第6号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

承認第5号、東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治、一枚はねてください。専決第4号、東栄町国民健康保険条例の一部改正について、東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。令和2年5月1日、東栄町長村上孝治。一枚はねていただき。東栄町条例第10号、東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例、東栄町国民健康保険条例（昭和51年東栄町条例第12号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いにより労務に服することが出来ない被保険者に対し、傷病手当金を支給できるよう条例の附則第6条、第7条を新設し、支給要件等を規定するものです。附則第6条第1項につきましては、傷病手当金の支給対象となる要因と支給の起算日を定めるものとなります。労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から労務につくことが出来ない期間のうち労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給することといたします。第2項につきましては、手当金の額についての規定であります。直近3カ月間の給与等の収入の額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額が支給日額となります。第3項につきまして、支給期間の上限を定めるもので、最長1年6か月となります。第7条につきましては、傷病手当金と給与等の調整に関する規定です。感染した場合または、感染の疑いがある場合において労務に服さなくても給与等を受けることが出来る期間は傷病手当金を支給しないこととなります。ただし、受け取れることが出来る手当金が第6条第2項の規定により算定される額より少ない場合は、差額を支給することとなります。附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条及び第7条までの規定は、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。戻っていただきまして。専決理由。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給することに伴い、東栄町国民健康保険条例を改正することになりましたが、急を要するため議会を招集するいとまがないと認めたものである。つづきまして、承認第6号、東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。一枚はねてください。専決第5号、東栄町後期高齢者医療条例の一部改正について、東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。令和2年5月1日、東栄町長村上孝治。一枚はねていただきまして。東栄町条例第11号、東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例、東栄町後期高齢者医療条例（平成20年東栄町条例第2号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、町が行う事務の特例として、新型コロナウイルスに感染または、感染の疑いがあり、労務に服することが出来なくなった被保険者に対し愛知県後期高齢者医療広域

連合が支給する傷病手当金に係る申請書の提出の受付に関する事務について附則第4条を新設し規定するものであります。附則、この条例は、公布の日から施行する。一枚戻っていただきまして。専決理由。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金を支給することに伴い、東栄町後期高齢者医療条例を改正することになりましたが、急を要するため議会を招集するいとまがないと認めたものである。説明は以上です。

議長（原田安生君）

承認第5号及び承認第6号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、承認第5号の質疑を行ないます。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

承認第5号の国保の方について質問いたします。先程ですね実際の傷病手当金についての専決にしている部分は60万円で2名と説明がありました。実際この条例は既に専決でスタートしているわけですがけれどもこの傷病手当についての対象者がですね2名から増えていくとか今後の中その変化に対しては必要に応じて同じように県支出金としての交付金が入ってくるのかそうでなくてこれについては別の判断があるのかそのあたりの財源との関係について説明をお願いいたします。

議長（原田安生君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

今回の新型コロナウイルスに関しての傷病手当金につきましては、2名分60万円計上させていただきます。ただ状況によりまして増額補正した場合には全額国の特別調整交付金の方で措置されることとなります。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認第5号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第5号『東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

議長（原田安生君）

次に、承認第6号の質疑を行ないます。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認第6号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第6号『東栄町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件は、原案のとおり承認されました。

----- 議案第36号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第11、議案第36号『東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第36号、東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、東栄町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする、令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。一枚はねていただきまして。新旧対照表をご覧ください。まず最初に、補償基礎額の改正でございます。改正前でございますと、真ん中あたりですが死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日、この後に字句の追加として以下事故発生日という、この字句が追加されました。2号につきましては、補

償基礎額の増額でございます。補償基礎額とは、傷病手当金ですとか障害年金支給の基礎額になる単価でございます。100円増額しております。次のページでございますが、4分の2です。これも字句の変更で、3項でございますが、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因であるという文言が事故の発生日、これに統一されました。つづきまして、附則ですが、障害補償年金前払一時金、この制度につきましては、障害補償年金の支給権者が申し出た場合、以後のその者が受け取ることができる年金の一部を前払一時金として支給する制度でございます。5項でございますが、障害補償年金の額を100分の5これは固定されたものでございましたが、改正後は事故発生日における法定利率、これに変更となりました。4分の3ページ。次のページですが、同じく100分の5のところは事故発生日の法定利率でございます。4条につきましても同様でございます。1枚めくっていただきますと、別表第一であります。単価の改正でありますので40円ですから100円程度増額されております。備考につきましては字句の修正で事故発生日これに統一するものであります。一番最初のページに戻っていただきたいと思っております。2分の1ページですが、附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。経過措置であります。改正後の東栄町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項第2号及び別表の規定は、公布の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。提案理由であります。この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴い、損害補償に係る補償基礎額及び法定利率が改正されたことにより、所用の改正をする必要があるからである。以上であります。

議長（原田安生君）

議案第36号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第36号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第37号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第12、議案第37号『東栄町指定金融機関の設置について』を議題といたします。
執行部の説明を求めます。
（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

議案第37号、東栄町指定金融機関の設置について、地方自治法施行令第168条第2項の規定

により、東栄町に属する現金の出納のため指定金融機関を設置し、下記の者に2年間取り扱わせるものとする。記、愛知東農業協同組合、令和2年7月1日から2年間、令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治、提案理由といたしまして、東栄町の公金の収納及び支払い事務の合理化と公金管理の適正化を図るため、愛知東農業協同組合を指定金融機関に2年間指定することとし、地方自治法施行令第168条第2項の定めるところにより、議会の議決を必要とするからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第37号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

先ほど町長の説明の中で言われていたかと思うんですけども、この新たな指定を見直すということだと私は理解したんですが、2年間の契約が切れたから再度2年間更新するというような理解で良いでしょうか、確認おねがいします。

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

6月30日をもちまして農協さん2年間の指定期間が終了することになりました。次期指定金融機関の指定につきましては、各金融機関に意向調査をさせていただきました。その結果、愛知東農協さんが有利であるため指定することといたしました。ちなみに愛知東農協、豊川信用金庫、ゆうちょ銀行さんこの3社に意向調査をさせていただきました。ゆうちょ銀行につきましては、辞退の届けが出ております。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第37号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに、ご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号『東栄町指定金融機関の設置について』の件は、原案のとおり可決されました。

議案第 38 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 13、議案第 38 号『令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、副町長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 38 号、令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）について、令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）、令和 2 年度東栄町一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8608 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 3238 万 9 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、13 款使用料及び手数料 6 万 3 千円、14 款国庫支出金 5482 万 8 千円、15 款県支出金 369 万 9 千円、18 款繰入金 3215 万 5 千円、20 款諸収入 465 万 8 千円の減、歳入合計 8608 万 7 千円、計 40 億 3238 万 9 千円、歳出、1 款議会費 55 万 5 千円、2 款総務費 197 万 5 千円、3 款民生費 585 万 3 千円の減、4 款衛生費 945 万 1 千円の減、5 款農林水産業費 101 万 2 千円の減、6 款商工費 4371 万 9 千円、7 款土木費 939 万 6 千円、8 款消防費 1360 万 5 千円、9 款教育費 3315 万 3 千円、歳出合計 8608 万 7 千円、計 40 億 3238 万 9 千円。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。まず、全般的なことですが、人件費につきましては、4 月 1 日付の人事異動によるもので、一般会計では 223 万 7 千円の減額、特別会計を合わせると 829 万 8 千円の増額となります。それでは、個別の説明をさせていただきます。なお、個別の人件費については説明を省略させていただきます。8 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 11 節の消耗品費は、業務用のソフトウェアを購入するものです。13 節住民情報システム改修等委託料は、自治体中間サーバ変更に伴うネットワークの設定変更を委託するもの、庁内ネットワーク改修委託料は、L GWAN 接続機器のうち、スイッチングハブを更新するものです。18 節庁用器具費は、事務用のノートパソコン 6 台とデスクチェア 15 脚を購入するものです。4 目財産管理費 13 節役場倉庫建設設計等委託料は、3 年前の火災により焼失した倉庫の代替として、共済金を財源として職員駐車場内に中学校生徒

用の駐輪場を兼ねた倉庫を建設するための設計を委託するものです。10目交通安全対策費12節手数料は、高齢者の運転免許更新の際に必要な認知機能検査を、町においてもできるよう、検査員となる職員が講習を受講する費用です。13目新型コロナウイルス対策費11節消耗品費は、感染症対策に必要な資材等を購入するための経費として追加するものです。14ページ3項1目戸籍住民基本台帳費11節印刷製本費は、住民票等を発行する際に使用するシステム改ざん防止用紙を作成するものです。16ページ3款1項1目社会福祉総務費19節福祉施設消毒費用補助金は、介護施設等の感染症発生時の消毒に要する費用を補助するものです。28節は国民健康保険特別会計の補正による増額です。4項老人福祉費19節高齢者在宅福祉サービス機能強化・持続事業交付金は、新型コロナウイルス感染症患者の発生により在宅サービス部門において一時的にサービスの提供を中止することが生じた場合に、介護士・看護師等の雇用を継続し、在宅学習や研修受講等のスキルアップに取り組んだ事業所に対して、1人1回あたり3千円の奨励金を交付するものです。18ページ4款1項1目保健衛生総務費28節は東栄医療センター特別会計の補正による減額です。3目環境衛生費28節は簡易水道特別会計の補正による増額です。2項1目環境衛生費8節報償費及び9節費用弁償は、環境保全条例審議会委員へ支払うものです。12節手数料は、ストックヤード内のフォークリフトを職員が操作できるよう講習を受講するための費用です。20ページ5款1項1目農業委員会費8節講師謝礼と9節費用弁償は、新たに就任する農業委員の研修に要する費用です。22ページ2項2目林業振興費19節のチェーンソーアート大会等助成金は、大会が中止になったことにより減額するもの、地域活性化センター助成金は申請事業が不採択になったことにより減額するものです。24ページ6款1項6目プレミアム付商品券事業費13節商品券委託料は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ町内の景気回復を目的として実施する20%のプレミアム付き商品券発行事業を商工会に委託して実施するものです。7目新型コロナウイルス経済対策費19節休業要請協力金は、県及び町からの休業協力要請に応じて休業した事業者への追加協力金です。事業継続応援金は、県の休業要請対象でない施設に対し、住民の生活のための稼働や事業継続を支援する目的で、法人1事業あたり10万円、個人には1事業者あたり5万円を応援金として給付するものです。12節手数料は、これらの協力金等の受付業務を商工会に依頼するための手数料です。8目持続化給付金事業費19節持続化給付金は、前年度同月比で50%以上減少した事業者に給付される持続化給付金の受給者に対して、給付金の4分の1を、50万円を限度として町独自で上乗せ給付するものです。26ページ7款2項2目道路橋梁維持費13節橋梁詳細調査委託料は、県代行事業で実施している林道西菌目御園線について、2工区施工を可能にし、工事を早期に完了することを目的に、枇杷ノ香橋の補強工事を実施するための詳細設計を行うものです。3目道路新設改良費13節委託料は、土木測量総合システムの運用台数を1台追加するものです。28ページ8款1項2目非常備消防費の8節団員退職報償金は、3月に退職した団員の追加分にかかるものです。4目無線管理費15節Sアラートシステム整備工事は、来年度から個別受信機に代わって、個人のスマートフォンを介して緊急情報を伝える手段として整備するものです。5目防災諸費19節発電機購入補助金は、災害等による停電時の備えとして1台あたり5万円の補助金について、申請者が当初の見込みより大幅に上回る見込みであることから、70台分を追加するものです。9款1項1目教育委員会費14節北設情報ネットワーク利用料と2目事務局費18節庁用器具費は、教育委員会事務室でどうえいチャンネルを見ることができるよう、テレビを設置するための費用です。30ページ2項3目学校施設整備費11節修繕費は、空調用のガスメーター等を取り換えるものです。2項小学校費と3項中学校費の12節

手数料及び 18 節学習用端末等購入費は、東栄町G I G Aスクール構想 1 人 1 台端末整備事業として、小学校 130 台、中学校 80 台のタブレットを購入するための費用です。3 項 2 目教育振興費 11 節消耗品費は、夏休みが短縮されたことによる、中学生の熱中症等対策として、1 人当たり 2 枚のオニスターをデザインしたポロシャツを支給するものです。14 節通信機器借上料は、学校を離れての遠隔授業等にも利用できる W i F i ルーターのレンタル料です。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。13 款 2 項 1 目総務費手数料は、高齢者運転免許証更新に係る認知機能検査に対する手数料です。14 款 2 項 2 目民生費国庫補助金から 5 目商工費国庫補助金までの地方創生臨時交付金は、総額で 4,974 万 3 千円となり、実施計画に記載された事業に充当するものです。5 目教育費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金は、小中学校の生徒用のタブレット購入費に充当されます。15 款 2 項 2 目民生費県補助金の感染拡大防止対策事業補助金は、介護施設等の感染症発生時の消毒に関する費用補助に充てられるものです。5 目商工費県補助金の休業要請協力費交付金及び同事務費は、県の休業協力要請に応じて休業とした事業所への協力金にかかる県の負担分です。18 款 2 項 3 目財政調整基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策の町負担分を含む、今回の補正予算の財源不足分を計上してあります。20 款 5 項 1 目雑入の消防団員退職報償金は、追加で退職報償金を給付する団員うち、5 年以上在籍した団員に係るものです。小中学校給食費は、6 月から 9 月までの 74 日分の給食費を無償化することによる減額です。地域活性化センター助成金は、事業の不採択による減額です。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

時間になりましたので再開をいたします。議案第 38 号の説明が終わったところで休憩に入りました。これより議案第 38 号の質疑に入ります。はじめに、補正予算説明書の「歳出」全般について質疑をお願いします。1 款・議会費、2 款・総務費、3 款・民生費、4 款・衛生費、補正予算説明書の 8 ページから 19 ページです。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

全体に通じるんですけども 8 ページ 9 ページの一般管理費のところですね。ここところですね、人件費のところの説明がありましたけれどもいわゆる今回のコロナウイルス関連対策のことで大変職員の皆さんもですね連休の中を含めて大変色々仕事をですね、ある面では大変な仕事を担っていただいていると思います。その点では今回のコロナウイルス関係での人件費は一切ないというような理解でよろしかったでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

ここにありますが給与、職員手当、共済費でございますが、あくまで人事異動、その他、新規採用職員、この調整にかかる給与の補正でございます。コロナ対策とは別の補正でございます。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

そうしますとこれは次の9月のところでいわゆる時間外等含めて関連の人権費関係が出てくるとそういう理解でよろしいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

専決処分した中に臨時さんですとか費用も入っております。時間外の費用も入っておりますので今回の6月補正の中にはコロナ関連の人件費の補正というのは入っておりません。以上です。

議長（原田安生君）

そのほか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

午前中に副町長から議案の説明をいただきました。たくさんの内容がいったんに含まれておりますので私自身よく理解できていない部分がありますのでぜひ読み上げていただいた原稿をいただけないでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

過去にもこういった形で説明しておりますが、配布させていただいたことはございませんので一度議長とも相談させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

ぜひ前向きにご検討ください。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

全体にかかる人件費ですが新規採用と人事異動にかかるものですが、純粹にそれで良いのかまだ他の要因があるのか、あまりにも数字が、出入りが大きすぎるんじゃないかと思います。新規採用職員なんかもあらかじめ職員の採用が決まっていますのでそれにしてもあまりに数字が大きすぎるんですが、回答は委員会の時でもけっこうです。あまりにも数字の出入りが大きすぎるんじゃないかな、こう思いますのでまた委員会の時に回答いただければけっこうです。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

歳出全般ですね、25ページの持続化給付金についてなんですが、町が独自に上乘せをするという事ですので、このタイトルが持続化給付金。25ページです。款項は。

議長（原田安生君）

19ページまで。

4番（浅尾もと子君）

失礼しました。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

議長（原田安生君）

続いて、5款・農林水産業費、6款・商工費、7款・土木費、8款・消防費、9款・教育費補正予算説明書の20ページから33ページです。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

先程は失礼いたしました。25ページの6款1項8目でございます。持続化給付金事業費でありますけれども。国が行う持続化給付金と町が独自に上乘せ給付をするというものが全く同じ名称ということで理解してよろしいのでしょうか。何か分けて記載するようなこと、ご検討いただきたいと思うんですけれども。よろしくお願いします。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

同じ名称にしました。特にこうしなきゃいけないというものがなかったんですけれども、北設楽郡3町村です。ね話しまして、こういう名称にしようかとということで、東栄町はこういう名前にしました。

議長（原田安生君）

4番、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

それでは次に進めます。「歳出」が終わりましたので、次に「歳入」全般についての質疑をお願いします。補正予算説明書の4ページから7ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第38号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第39号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第14、議案第39号『令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

補正予算書の7ページをお願いします。議案第39号、令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治、1枚はねていただいて8ページをお願いします。令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号。令和2年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8067万6千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。第1表、歳入歳出予算補正、歳入5款繰入金56万円、6款繰越金28万円、歳入合計84万円、計3億8067万6千円。10ページをお願いします。歳出、2款保険給付費84万円、歳出合計84万円、計3億8067万6千円、予算説明書の40ページをお願いします。歳出から説明させていただきます。歳出2款4項1目出産育児一時金84万円これにつきましては、当初予算で出産育児一時金を1件分計上しましたが、この1件は既に支給済みでありまして、今後、年度内に支給が予定される被保険者が2名いるため、2件分の84万円を補正するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。38ページをお願いします。歳入、5款1項1目一般会計繰入金56万円。これにつきましては、出産育児一時金に対する一般会計の法定負担分840千円の3分の2の56万円を繰入するものです。6款1項1目繰越金28万円。これにつきましては、財源調整のため繰越金を充当するものです。国民健康保険特別会計補正予算についての説明は、以上です。

議長（原田安生君）

議案第39号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についての質疑をお願いします。

補正予算説明書の38ページから41ページです。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第39号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第40号・41号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りします。日程第15、議案第40号『令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について』、日程第16、議案第41号『令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について』これら2案件は、同じ所管課として関連がございますので、一括議

題とし、質疑は議案ごとに行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号及び議案第 41 号を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

(「議長、事業課長」の声あり)

事業課長 (原田経美君)

補正予算書の 11 ページをご覧ください。議案第 40 号、令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号) について、令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号) 案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。12 ページをお願いします。令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)、令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号) は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 948 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8867 万 1 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入 5 款繰入金 948 万 4 千円、歳入合計 948 万 4 千円、計 1 億 8867 万 1 千円。14 ページをお願いします。歳出、1 款総務費 948 万 4 千円、歳出合計 948 万 4 千円、計 1 億 8867 万 1 千円。予算説明書の 48 ページをお願いします。歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費 948 万 4 千円。これは人事異動による人件費の増によるものです。46 ページの方をお願いします。歳入 5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 948 万 4 千円。これは歳出の一般管理費の補正に伴い財源の一般会計繰入金を補正するものです。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。続いて補正予算書の 15 ページをお願いします。議案第 41 号、令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) 案を別紙のとおり提出するものとする。令和 2 年 6 月 8 日提出、東栄町長村上孝治。16 ページをお願いします。令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)、令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3601 万 9 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、4 款繰越金 12 万 2 千円、歳入合計 12 万 2 千円、計 3601 万 9 千円。18 ページをお願いします。歳出、1 款農業集落排水事業費 12 万 2 千円、歳出合計 12 万 2 千円、計 3601 万 9 千円。補正予算説明書の 56 ページをお願いします。歳出 1 款 1 項 1 目農業集落排水維持管理費 12 万 2 千円これは人件費の増によるものです。54 ページをお願いします。歳入 4 款 1 項 1 目繰越金これは農業集落排水維持管理費の補正に伴い財源の前年度繰越金を増額するものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

議長 (原田安生君)

議案第 40 号及び議案第 41 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

議長（原田安生君）

初めに、議案第40号の質疑を行ないます。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

説明書の47ページの歳入5款1項1目の一般会計繰入金についてなんですが、説明の欄に施設整備等というふうに書いておりまして、使う内訳は人事異動の人件費の増だということなのでこれは適切な表記なのかということをお尋ねしたいと思うんですが。

議長（原田安生君）

はい、事業課長

事業課長（原田経美君）

一般会計繰入金の中の施設整備等ということになります。以上です。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

ちょっとうまく理解ができないんですが、施設整備に関するお金を人件費に使うというふうにとってしまうんですけどその点いかがでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

歳入の説明の表記の仕方だと思うんですが、実際のところ948万4千円につきましては、人件費に充てております。当初予算の説明のところに施設整備等、ほとんどこれになるんですが、内容につきましては人件費ということでよろしくお願ひしたいと、当初予算からこうなっているということで特に修正する必要がないと思ひましてこのままにさせていただきました。以上です。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

施設整備等という等の中に人件費等も含まれているということで理解できました。ありがとうございます。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、議案第41号の質疑を行ないます。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第40号及び議案第41号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第42号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第17、議案第42号『令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

それでは、補正予算書の19ページをご覧ください。議案第42号、令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）について、令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。1枚はねていただきまして、令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）、令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8611万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。次の21ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正、歳入、4款県支出金補正額651万7千円、5款繰入金1265万6千円の減、7款諸収入965万6千円、歳入合計351万7千円、計5億8611万6千円。次のページをお願いします。歳出、1款総務費補正額147万9千円、2款医業費203万8千円、歳出合計351万7千円、計5億8611万6千円。それでは説明書の64ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費、補正額147万9千円。65ページです。1節から4節の人件費は人事異動に伴うものです。9節旅費の説明欄下から5行目の会計年度任用職員費用弁

償については、職員の雇用形態が変わったことによる減額となります。その上の費用弁償と次の13節委託料医師派遣委託料につきましては当初予算の段階で新城市民病院から医師派遣を予定していましたが県より東栄町へ医師派遣がなされ不要となったための減額となります。次の18節備品購入費新型コロナウイルス対策備品購入費は地方創生臨時交付金と新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備費補助金を財源とした緊急の外来診察室となるエアータントですとか抗ウイルスパーテーション等の備品を購入するものです。次の66ページをご覧ください。2款1項1目医療用機械器具費補正額203万8千円、67ページです、14節使用料及び賃借料右の説明欄コンピュータ使用料は、医師が使用するWEB会議システムでの使用料で令和2年度以降の運用の決定が当初予算入力後となってしまったために今回の補正に盛り込んだものでございます。次の18節備品購入費新型コロナウイルス対策備品購入費は、1款と同様の財源で瞬時に体温の異常が分かる体温表面チェッカーですとか諸々のコロナ対策医療機器を購入するものです。戻っていただきまして62ページをご覧ください。歳入です、4款1項1目県補助金補正額651万7千円、これは新型コロナウイルス対策備品購入費にかかる新型インフルエンザ等患者入院医療機関等設備整備費補助金で国2分の1県2分の1の間接補助となります。5款1項1目一般会計繰入金、補正額1265万6千円の減、これは歳出の減に伴う繰入金の減です。7款1項1目雑入補正額965万6千円。63ページの説明欄で県から医師派遣があったことにより前年度新城市民病院から医師派遣を受けていたものが本年度は医師派遣をするもので上段がつぐ診療所下段が新城市民病院への医師派遣の負担金となります。以上です。

議長（原田安生君）

議案第42号の説明が終わりました。「歳入」「歳出」全般について質疑をお願いします。補正予算説明書の62ページから67ページです。質疑はございませんか。（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の説明の確認ですけども、歳出のところで医師派遣料はマイナスになって先程の説明で歳入のところで雑入ですねそのところで2つのへき地診療所医師派遣の負担と新城市民病院への医師負担のは収入になっていると、つまり受ける側から今度出す側にまわったということで、これは先程の町長の大綱説明のところにもあった早川医師がそういう形になって、そうじゃなくてまた違う形の医師が一応東栄病院に所属しながら県派遣なので、それぞれ診療所、それから市民病院行くというような理解でよろしいですか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

議員がおっしゃるとおりで医師の名前は申し上げませんでしたけれども早川医師の話です。新城市民から派遣を受けていたものが本年度については県から派遣されましたので、今度は医療センターの方から新城市民病院とつぐの診療所の方に派遣するといった内容でございます。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

同じく説明書の63ページの歳入5款1項1目であります一般会計繰入金についてお尋ねします。1265万円の繰り入れを減らすということだと思っておりますけれども原因は歳出の減だというふうにご説明がありました。具体的にどんなことが見込みより歳出が減ったという事になったんでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

見ていただければ分かると思うんですけれども大きなものはほとんど人件費です。以上です。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

67ページ。備品購入費。新型コロナウイルス対策。これはこれから買う訳ですよね当然。議決されてから。ですからもう遅いんじゃないです。本来は専決でやるべきことじゃなかったのかなあ。思うんですが、それはいかがですか。今コロナもこれから2波が予想される。第1波が来ちゃったわけですので必要とするならもう持ってなけにゃいかん。と思いますがこのへんの考え方がいかがでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

この交付金をいただいて、交付金と補助金がつくことになりまして購入させていただく訳になったんですけど第2波、第3波のコロナウイルスの心配もございますし、又それ以外の感染症にも使うということでもありますので今回これから購入させていただくものとなります。以上です。
（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

これからまた委員会の方で細かくは聞かせていただきますが、まだ買ってはないわけですよ。当たり前ですから。買ってはないわけですから、いまのところコロナ対策には困っていないということでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長

医療センター事務長（前地忠和君）

一部ですね既にやっている検温とか体調のチェックですかそういうものに使用するものもございますし、今後必要となる、今は東栄町には入ってきませんでしたが、今後入って来るとすれば、こういったものを買っておかなければまずいというようなものを計上させていただいております。なお、購入したものは一切ありません。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

以上で、議案第42号の質疑を打ち切ります。

----- 同意案第3号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第18、同意案第3号『東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長

経済課長（夏目明剛君）

それでは失礼します。同意案第3号。東栄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。氏名、性別、生年月日、住所、備考の順に読み上げます。青山文子、女、昭和29年■月■日、東栄町大字振草字■■■■■■■■■■。倉淵章、男、昭和30年■月■日、東栄町大字月■■■■■■■■■■、認定農業者。松井光彦、男、昭和35年■月■日、東栄町大字月字■■■■■■■■■■、認定農業者。山城良治、男、昭和36年■月■日、東栄町大字本郷字■■■■■■■■■■、認定農業者。青山進、男、昭和39年■月■日、東栄町大字振草字■■■■■■■■■■。工藤雅也、男、昭和44年■月■日、東栄町大字本郷字■■■■■■■■■■、認定農業者。森田泰史、男、昭和56年■月■日、東栄町大字三輪字■■■■■■■■■■、認定農業者に準ずるもの。裏面に行きまして。提案理由。この案を提出するのは、農業委員会の委員が令和2年7月26日付けで任期満了となることに伴い、上記のものを農業委員会の委員に任命するに当たり、議会の同意を得る必要があるからである。なお、今回、推薦及び応募による候補者は8名でしたが、東栄町農業委員会候補者評価委員会にて本日お配りしました農業委員候補者選定審査表で点数を付け今回お示ししました候補者7名を選定いたしました。以上です。

議長（原田安生君）

同意案第3号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番

4番（浅尾もと子君）

農業委員の任命についてご説明いただきました。私は昨年の7月から約1年間、毎月農業委員会を傍聴してきました。その中で大変驚いたことがあるのでお話ししたいと思うのですがそれは町の経済課がですね西菌目地区のバイオマス発電事業にかかる農振除外の意見聴取にあたり現在の委員の内1名を当該事業の関係者だという理由で関係する議事のたびに退席させているということでした。昨年10月の農業委員会ではこの委員は会長としてあいさつした後に経済課の指示で退席し、その後すぐに当該事業の取締役として再度入室してバイオマス事業の代表者として他の農業委員の質問に答えるという一幕がありこのような利害関係者が会長なり委員なりを務めることは極力避けるべきでないかと感じました。調べてみますと、東栄町の農業委員会は必ずしも全委員の過半数を認定農業者にする必要はなく、実際、町のホームページに掲載されております平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画によりますと委員7名のうち認定農業者は2名でありました。農林水産省の東海農政局にお話を伺いました。農業委員会の委員の選定基準については、各自治体が定めるとした上で選考基準に書かれていない、つまり本日議会に配っていただいた農業委員候補者選考審査表の点数によらない項目についてもですね、例えば地域が偏らないようにですとか、また様々な実状を踏まえて自治体の長が総合的に判断するものだとい

う認識を示されました。町の経済課によると候補者を審査するこの評価基準については、この4月に作成され初めて使われたものだというふうに認識しております。東栄町の農業委員会は昨年の12月、バイオマス発電所用地の農振除外の意見聴取を終えました。そして村上町長に対して、まだ愛知県に書類を上げるなという趣旨の意見を付しました。今年1月の農業委員会では、町経済課は農業委員からの意見を受けて、まだ提出できない、今後改めて相談すると報告しています。多くの町民が町の自然環境を破壊するかもしれないとバイオマス事業の計画に不安を抱き反対を表明しているところです。また、当該事業に関する議題が引き続き農業委員会で取り扱われるという前提の下で、当該事業の関係者を

議長（原田安生君）

同意できないということを言いたいわけ。何を質疑するのかはっきりしてください。

4番（浅尾もと子君）

もうすぐ終わります。当該事業の関係者を委員に任命しない、任命するべきでないと考えることも村上町長の総合的な判断として可能だったのではないかと私は推測します。当該事業の利害関係者を東栄町農業委員会の委員に選任することは適切であると判断した理由を任命者である町長に伺います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

議事の参与につきましては、農業委員会の議会の規則で自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてその議事に参与することができないということでその議事には出ないということで今現実そのように進めておりますので関係者がいても私は関係ないと私は考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

質問の中は該当者、個々の名前は伏せますが、該当者がいるということで、だと思いますが選任に対する状況は今経済課長が申したとおりでございます。問題ないと私も思っております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4 番（浅尾もと子君）

もう1点お尋ねいたします。今回の農業委員会の委員の候補者となった方は8名おられて、任命されたのは7名ということでした。この8名の中に町執行部評価委員会が公募や推薦によって候補者になることを打診または依頼した方がいるか伺います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

今回の候補者の中で依頼ということはしていません。ただ、認定農業者が半分、4分の1前回はその4分の1になっていなかったの準ずるものとして議会で承認していただきました。ですから認定農業者の方に農業委員に新しく選定いたしますよと情報は出しました。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番

2 番（森田昭夫君）

同意とは関係ないのかもしれませんが、関連でこの選考審査表、こんなの配られたんですが、議会側で出せと言ったんですか。議会の方で。言ってみれば執行権の侵害じゃないのかな。と思うんですがいかがでしょうか。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい、これを出してくださいという要望がありました。その方だけに出すのは不公平だと思ひまして全員の方に配らせていただきました。以上です。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2 番（森田昭夫君）

こういった資料はね要望した人にちよろっと見せれば良いので、議会に全部配ると言うのはやりすぎじゃないかなと思います。これは完全に内容の執行権の侵害にあたると思いますんで、いらぬ人、要望しなかつた人からは回収した方がいいんじゃないかなと、こういう余分な資料

は出さないほうが良いし、また説明する必要がないと思いますのでこれからもこういう同意案が出てくると思いますので執行権の侵害、我々これやると執行権の侵害に当たるんじゃないかと思っておりますので、当たらないように是非注意をいただきたい。また回収していただいてけっこうです、お返ししますけども。そんなふうに取り扱っていただきたいと思っております。

(「議長、4番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、4番。

4番(浅尾もと子君)

もう1点質問いたします。東栄町農業委員会候補者等評価委員会運営規則、町の規則ではありますけども、設置要綱等も含めて町の例規集で確認したところ掲載が確認できませんでした。他の自治体では、選考審査表も含めてホームページに掲載している自治体がありますけれども、今後町のホームページまたは例規集で明らかにしていくことを検討していただけないでしょうか。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、経済課長

経済課長(夏目明剛君)

東栄町の例規です。要綱が載っていないものもありますのでホームページで今後検討していきます。

議長(原田安生君)

はい5番。

5番(加藤彰男君)

いわゆるその農業委員会の委員の皆さんが、選挙で選ばれるということではなくて、任命ということになってくるということで、その変遷の中でどういう形で任命の候補の皆さんが出らっしゃるかという点では今日添付された評価委員会の運営規則と、いわゆる首町が持っている規則制定権に基づいてこういう規則を制定しましたと、これを背景に出したという点では、この規則の方は補助的資料で大変良いと私は思います。ただ、ほかありましたように細かい実のところまで出すかというのは、また判断いただいた方が良いのではないかという点で、運営規則については判断材料として良いと思います。

議長(原田安生君)

そのほかございますか。

特に無いようですので以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

人事案件は、討論省略ではなかったでしょうか。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

同意案に反対いたします。理由は質疑で述べたとおりです。

議長（原田安生君）

同意案第3号の件を採決いたします。承認される方は挙手をお願いします。
挙手多数です。

議長（原田安生君）

よって、同意案第3号は、原案のとおり可決されました。

----- 同意案第4号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第19、同意案第4号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題
といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長。

税務会計課長（伊藤まり子君）

同意案第4号。東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を東栄町固定
資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3
項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。住所、東栄町
大字振草字 [REDACTED]。氏名、小野田博文。生年月日、昭和37年 [REDACTED]月 [REDACTED]日。選任理由、
原正信委員が令和2年8月11日をもって任期満了のため。以上です。

議長（原田安生君）

同意案第4号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

昨年の8月臨時議会だったかと記憶していますが、同様の委員の選任の際には摘要欄に任期が書いてあったかと思いますが、今回掲載の無いのはなぜかという点と、8月11日からの3年間という理解で良いか伺います。

（「議長、税務会計課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務会計課長

税務会計課長（伊藤まり子君）

申し訳ありません。任期の記載については、申し訳ありません。3年間をお願いします。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、同意案第4号の件を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号『東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の件は、原案のとおり同意されました。

----- 報告第1号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第20、報告第1号『令和元年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について』を議題といたします。執行部の報告を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

報告第1号。令和元年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、令和元年度東栄町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。一枚めくっていただきまして。計算書を説明させていただきます。2款総務費、住民情報システム改修等委託料、金額は150万2千円、翌年度繰越額が150万2千円、財源は一般財源でございます。4款衛生費の河川水質検査委託料、金額88万5千円、繰越額が88万5千円、同じく一般財源でございます。6款商工費、プレミアム付商品券事業、金額は749万円、翌年度繰越額が341万3千円であります、財源の内訳ですが、既収入特定財源68万2千400円、国県の支出金が272万8千600円、一般財源が2千円でございます。7款の土木費ですが、公共建設発生土処理場整備事業、金額が2674万3千円、翌年度繰越額が2674万3千円、一般財源が財源でございます。つづきまして、4項の都市計画費、東栄町公共下水道事業特別会計繰出金250万円、繰越額が250万円、財源が地方債250万円です。つづきまして12款諸支出金、財政調整基金積立金396万円、翌年度繰越額396万円であり、財源ですがその他特定財源であります。合計といたしまして金額が4308万、翌年度繰越額3900万3千円、左の財源内訳ですが、既収入特定財源が68万2千400円、国県支出金が272万8千600円、地方債が250万円、その他396万円、一般財源が2913万2千円となりました。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。以上です。

議長（原田安生君）

報告第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

実務的な確認ですけれども提出日が6月8日となりますけれども繰越計算書は5月31日に作成しているという確認でよろしいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい、そのとおりです。

議長（原田安生君）

そのほかございませんか。

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。報告第1号を終わります。

報告第2号

議長（原田安生君）

次に、日程第21、報告第2号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について』の件を議題といたします。執行部の報告を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは、失礼します。報告第2号、令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和2年6月8日、東栄町長村上孝治。一枚めくってください。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の説明をします。1款下水道事業費、1項下水道管理費、事業名が長寿命化対策電気設備更新工事です。金額が1150万円、翌年度繰越額が1150万円、財源の内訳ですけれども、国県支出金626万円、地方債250万円、その他274万円、合計額も一緒です。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

報告第2号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。報告第2号を終わります。

報告第3号

議長（原田安生君）

次に、日程第22、報告第3号『令和元年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について』の件を議題といたします。執行部の報告を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは、失礼します。報告第3号、令和元年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について、令和元年度東栄町一般会計の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。一枚はねていただきまして、計算書について説明します。2款総務費、事業名ですが広報誌デジタル化及び縮刷版作成事業、継続費の総額が338万円、令和元年度予算計上額151万円、支出済額及び支出見込額148万6千254円、残額2万3千746円、翌年度繰越額が2万3千746円となります。つづきまして、4款衛生費、医療センター・保健福祉センター設計等委託業務、継続費の総額は7941万4千円であり、予算計上額は273万3千円、合計額が273万3千円、支出済額及び支出見込額ですが273万2千130円、残額870円、翌年度繰越額が870円となります。つづきまして、8款消防費です、防災行政無線設備等工事、継続費の総額は5億8055万8千円であり、予算計上額は2億8145万円であり、支出済額及び支出見込額ですが2億7772万4千758円、残額が372万5千242円、同額を繰越額いたします。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。以上です。

議長（原田安生君）

報告第3号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。報告第3号を終わります。

----- 報告第4号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第23、報告第4号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について』を議題といたします。執行部の報告を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは、失礼します。報告第4号、令和元年度東栄町国民健康保険特別会計継続費繰越計算書について。令和元年度東栄町国民健康保険特別会計の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越

したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。一枚はねていただきまして、令和元年度継続費繰越計算書。1款総務費、1項総務管理費、事業名、国保システム改修事業、継続費の総額、273万9千円。令和元年度継続費予算現額 141万4千円、支出済額及び支出見込額 141万3千610円、残額 390円、翌年度遞次繰越額 390円、財源内訳、繰越金 390円。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。以上です。

議長（原田安生君）

報告第4号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。報告第4号を終わります。

1時間経ちましたがあと少しでありますのでこのままやりたいと思いますがよろしいでしょうか。

----- 報告第5号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第24、報告第5号『株式会社とうえいの経営状況について』の件を議題といたします。執行部の報告を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

それでは、失礼します。報告第5号、株式会社とうえいの経営状況について。株式会社とうえいの経営状況を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告する。令和2年6月8日提出、東栄町長村上孝治。令和元年度におけます株式会社とうえいの経営状況について報告します。まず、株式会社とうえいの総体的な観点からお話させていただきたいと思います。資料の6ページの表と7ページのグラフをご覧ください。ここ10年間の入浴者数の推移ですが、6ページの右下、昨年度の温泉の入浴者数については、15万8千79人で前年度より8千30人の減となりました。これは、2月末から3月中旬まで行いましたボイラーの改修工事による休業の影響が有りますが、2月から3月につきましては新型コロナウイルスの影響による減少があります。とうえい健康の館につきましては、8ページの利用状況ですが、宿泊関連の使用料と会議室等の利用料合わせて総計は、1619万8千375円でありました。東栄町から株式会社とうえいに支出しました指定管理料は、1827万7千円でありましたので、経費と収入の差は約200万円となりました。9ページの表と10ページのグラフをご覧ください。昨年度の1

年間の宿泊者数は、3,431人で前年比約11%の減となりました。こちら、温泉のボイラー改修工事による休業の影響がありますが、2月から3月につきましては新型コロナウイルスの影響による減少もあります。それでは、決算報告書に基づき説明をさせていただきます。1ページの貸借対照表をご覧ください。まず、左上の資産の部流動資産についてであります。現金及び預金とたな卸資産、未収入金、これは主に介護インストラクター指導料収入とか自動販売機手数料収入などになりますが、これらの合計で2782万1千972円であります。次に、その下の固定資産であります。リース資産が196万4千700円、これは車両としてハイエース1台、コピー機2台、釣銭機などあります。出資金を含めて、合計197万4千700円あります。資産の部の合計は、一番下にありますように2979万6千672円あります。続きまして、右上の負債の部の流動負債でございますが、売掛金は、日本食研やハヤシ、ワルツ、花の木堂など食堂・売店関係を中心とした仕入れの分で、未払費用これは従業員給与や重油代などになります。未払法人税、未払消費税、預り金、健康の館預り金、これは3月分の宿泊料などですが、これら流動負債の合計は、1659万105円あります。固定負債を加えた負債の部の合計は、1837万8千281円となります。次に、純資産の部であります。資本金は3000万円に変更はなく、利益剰余金マイナス1858万1千609円を加えると、株主資本1148万1千391円となります。これが純資産の部合計となります。従いまして、負債、純資産の部合計は2979万6千672円となります。続きまして、2ページの損益計算書になります。左上の売上高、温泉売上、介護売上、食堂売上、自販機売上等で1億7946万950円あります。なお、前年と比べ、温泉売上が2.8%の減、介護売り上げが15%の減、食堂売り上げが8.1%の減、自販機売上が3.6%増となりました。食堂及び売店の仕入高に、たな卸高を加えますと3987万4千783円となり、売上高から差し引きますと売上総利益が1億3958万6千167円となります。昨年度と比較し約396万円、約2.8%の減となります。一般管理費が合計で、1億7711万8千306円。これを差し引くと営業損失が3753万2千139円となり、営業外収益の介護予防棟及び健康の館指定管理料、雑収入、交流館家賃など利子配当金の合計3323万6千866円を加えると、経常損失429万5千273円となります。これから法人税などの18万2千500円を差し引くと、当期純損失は447万7千773円となります。次に一般管理費ですが、3ページの表になります。年度の比較表が11ページとなります。11ページの表で説明させていただきます。従業員給与は正規職員2名、嘱託5名、パート27名等で6892万7千926円で、前年と比較して約400万円の増でした。これは、ボイラー技士等の資格を持った職員を雇うなど、職員数が増えたためです。一方、燃料費は重油の価格の下落等により約1000万円の減、地代家賃は納付金が毎月20万円の減により、約240万円の減、光熱水道費は約280万円の減となりました。経費総額は表の右下、1億7711万8千306円で、昨年度と比較して約1150万円の減額となりました。4ページにお戻りください。令和元年度の決算按分資料ですが、収支の状況を施設ごとに示したものです。実費でわかるものは実費で、実費で振り分けられないものは、按分率で、これは面積占有率の按分が大半ですけれども、一部按分率を変更して算出しています。本年度の町からの指定管理料は、4ページの左上の方になりますが、介護棟部分と健康の館部分の合計で3092万8千450円を受けておりまして、前年より23万7千820円の減となっております。このような収支状況の中で、令和元年度につきましては、429万5千273円の赤字でありました。最後に今年度の株式会社とうえいの計画についてです。12ページをご覧ください。「株式会社とうえい収支予算・計画」の表となります。消費税抜き金額です。今年度は4月と5月の営業自粛により大変厳しいスタートとなりました。現在、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底し、

営業を行っています。このような状況の中、温泉の利用客数については、12万5千人～12万8千人を想定しました。会計事務所と相談して、このシミュレーションをつくっていますが、その結果、一番下にありますように、差引収支マイナス156万5千800円と計画しました。説明は以上です。

議長（原田安生君）

報告第5号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

コロナの関係でまたボイラーの改修などがあって大変な決算状況だのご説明を聞いて感じます。株主総会にですね是非傍聴させていただいて是非詳しい説明を聞かせていただきたいと要望したんですけれどもお認めいただけなかったのが議会の中で少し質疑させていただきたいと思えます。1点目はですね、新型コロナの影響での休業期間中に温泉の従業員に休業手当を支払ったかどうかを伺いたいと思えます。雇用調整助成金を活用している、また検討しているかその点伺います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長

経済課長（夏目明剛君）

給与は出しております。6割程度だと思いますけれども。日にちを当番を決めて来ていただいているんですが、休んでいる日に対しても全額ではないんですけれども出しています。それでさきほどおっしゃられるように雇用調整助成金の方を使うということで申請はしてあります。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

ご答弁ありがとうございます。東栄町が株主という性格でありますので直接どうかということもあるんですけれども、やはり多くの従業員が町民であると理解しておりますので、町、また温泉の社会的責任として是非従業員の雇用を守っていくということを引き続きお願いしたいと思います。続いて5ページ目の監査報告書について伺いたいんですが、介護運動水中教室についてこ

のように書いております。会員の減少、高齢化に伴い抜本的な改革を講じる必要性が生じている、大幅な教室開催の見直しを図り、温泉業務の負担を軽減することが必要と指摘されておりますが、実際どのような負担があるのか4ページの収支を見ただけでは把握できないので教えていただければと思います。また改めてでも結構ですが、そしてこの大幅な見直しというのは介護運動水中教室の中止ということの検討なのかお伺いします。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、経済課長。

経済課長(夏目明剛君)

どのような状況になっているかといいますと、出てくる人がですね、やっぱり中々出てこれなくなったり、それから人口減少によって人が来られない、ということで収入がかなり減少になっています。さらにですねインストラクターも高齢になってきましてその辺の事業が、数ができないというところもあります。それで収入の減少という状況にはなっています。さらにまたコロナウイルスによって開業ができないということで検討している状況です。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長(伊藤太君)

介護の水中運動教室に関しましてですけども、個人的に思うのが料金の設定がちょっと安すぎるのではないかと、という事も含めまして料金の値上げ、あとは本当にやむなくは水中運動教室中止ということも今年度中に考えていかなければならないというふうには思っています。以上です。

(「議長、4番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、4番。

4番(浅尾もと子君)

是非、今利用しておられる方の意見を聞いて進めていただきたいということをお願いいたします。

(「議長、5番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、5番。

5番(加藤彰男君)

全体にわたっての事になると思いますけども。当然、今のところでは、新型コロナウイルスに対する営業の問題、今後のですね新型コロナウイルス感染症に対する対策の問題も大きなテーマだと思いま

す。その中で休業期間が生まれて、それが収支の中に影響していくということですし、先程の監査の色々な意見も、改めて言うまでもなくこういう事態の中でこの東栄温泉をめぐる、つまりとうえい温泉と介護予防の施設がドッキングしてできた経緯がある。例えばその中で厳しいという中で按分して指定管理料を入れるということが尾林町長の時に行われ、それから健康の館、それを温泉とセットにするということをいわゆる長い中では東栄町の町政の中でその時々の方針として変遷してきておるわけですね。そして今この事態になっているところで、トータルに株主である町として総合的にもういっぺん分析する必要があるのでは。どうしていくのか。改めて言えばこれまで議論されてきたように、改修だけではおぼつかないんでしょうと、今後は。どうするのか。まさに株主である町の判断。いえいわゆる株式会社とうえいというところの役員といても町が株主でやっているわけですから、最終決定の意思の重さというのは町自身がどうするのか。それこそ指定管理出しているわけですから。このプロジェクトはもう始めないといけないではないか、この段階に来ているからより一層総合的にこの事態の中で個々については休業の問題や感染対策をどうするかを含めながら根本的抜本的問題を考えていく大きな時期に来ていると、そういうタイミングではないかと思うんですが、そのあたりどうですか。

(「議長、経済課長」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、経済課長

経済課長（夏目明剛君）

指定管理者の期間が3年間ですね。今年度で終わります。それで、先程おっしゃられたように、ふれあい交流館も含めてですね、今後どのようにしていくかというのを今検討しているところで。以上です。

(「議長、5番」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

是非そのようにお願いしたいんですけど、もう一つは町の側からしますと、公共施設総合管理計画をどうするのか。全国の自治体、コロナの中の段階に来て、今までは各自治体が当面の大きな問題であった公共施設の総合管理計画の総合管理の問題があるんですけど、これどういうふうにしていくのか、つまり新たな起債であって施設を壊す費用も出ますよと展開してきたけど、国の財政も含めた時に大きく変わってきてますよね。ですからさきほど課長言われたように指定管理という事と本当にあいまって、まさにそのタイミングでちゃんとやらないといけない。それはまさに株主である町の責任であるし、また同時に町民に対する経営をどうやっていくのか、どう見通していくのか、行政のもう一つの側面の責任でありますので是非これは強くお願いしたいと思います。

議長（原田安生君）

要望でよろしいですか。
そのほかございますか
（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番

2番（森田昭夫君）

株式会社とうえいも年々数字が悪くなってく、一方でこれ見ると役員報酬上がっているんですね。民間の企業だったらこんなことは普通しないですよ。役員の報酬は減らし、従業員の給料は減らし、経費をできるだけしぼる、それなりに職員が一体に経営に対して努力、このまんまじゃ親方日の丸で、赤字分は町が背負うだけなので良いや、こういう事になってきますので、是非とも経営改善を強く経営者側に強く求めておいていただきたいと思います。回答は結構です。

議長（原田安生君）

要望でよろしいですね。

ほかありますか

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

12ページの令和2年度の収支予算計画についてお伺いします。燃料費ですとか、法定福利費、備品、消耗品、仕入れなどの項目が令和元年度の実績と比べて極端に減っているんですね。備品、消耗品についてはほとんど前年の半分というような極端な減少ですけども私は素人として期限内におさまるものなのか心配になるんですが、その点の見通しをもうちょっと詳しく教えてください。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長

経済課長（夏目明剛君）

私もこの点についてはちょっと確認をいたしました。実際ですね備品、消耗品、食堂で使っているものもあります。今、食堂が非常にですねお客さんが減ってまして、時短でやっているという状況があります。あとはですね、なるべくこういった消耗品を減らしてですね、経費を減らしていこうという努力をしますということで話を聞いています。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切ります。報告第5号を終わります。

----- 閉 会 -----

議長（原田安生君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。

ここでお諮りします。本日上程されました案件の内、本日議了いたしました13案件を除く6案件につきましては、「所管の常任委員会」に付託したいと思えます。

ただ今から事務局に付託表を配布させますので、よろしくお願ひいたします。

事務局 付託表の配布

お諮りいたします。ただ今お配りした「付託表」のとおり、各委員会に付託することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、配布いたしました付託表のとおり「各常任委員会」に付託することに決定いたしました。よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程もこの議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれ出席をお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

< 14時26分 閉会 >